

第72回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成23年3月8日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩 7番 松原 幹人 8番 隠樹 赴
9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢 14番 井田 正
16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 15番 唐来 新市

事務局 仲田会長 渡邊事務局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第49号 買受適格証明願に対する証明及び許可について

エ 第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

カ 第52号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長（倉敷委員）

そういたしますと、現地調査に引き続き第72回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（倉敷委員）

それでは、議席番号1番の石橋 明広委員、議席番号16番の竹中 忠美委員にお願いいたします。

また、今日の欠席は、福田委員、小原委員、唐来委員の3名でございます。

それでは審議に入ります。議案第47号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

始めに、4ページ番号59の上福原3丁目についてでございますが、私が地元委員として説明をいたしますので議長を交代いた

します。

(議長交代…倉敷部会長から石橋部会長職務代理へ)

議長 (石橋委員)

議長を受け承りましたが、議事短縮のために座席はそのままです。よろしくお願いいたします。

それでは番号59、上福原3丁目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (宅和主幹)

番号59の上福原3丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、譲渡人所有の農地19aに持つ小作権の放棄と交換に、自作地に隣接する農地を取得しようとするものです。

取得後の経営面積は58aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 (石橋委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますでしょうか。

17番 (倉敷委員)

一昨日でしたが、譲受人さんの方に行っているいろいろ現地も見させていただきまして調査をしてきました。

譲渡人さんと譲受人さんは同じ町内に住んでおられまして、実行組合も同じでございましたが、昭和20年ごろに神戸市の方に就職をされて、そのときに譲受人さんに農地の大半を小作の依頼をして神戸に行かれました。それで譲受人の小作権の解除と引き換えに、自作地に隣接する農地962㎡を譲り受けるようにお互いの希望で交換することになりました。

許可要件については特に問題ないと思われましてよろしくお願いいたします。

議長 (石橋委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代…石橋部会長職務代理から倉敷部会長へ)

議長（倉敷委員）

次に、番号60の河岡について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号60の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

まず、譲受人と譲渡人は、隣の家同士の関係であります。本件は、譲受人が、宅地の一部を譲渡人に贈与する代わりに、譲渡人から、自作地に隣接する農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は105aとなります。

また、地元の船岡委員から、関係者からの聞き取り及び現地調査の結果、特に問題はなしという意見を伺っております。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんにか報告がございますでしょうか。

事務局（松浦主査）

地元委員さんは今日欠席でございます。先ほど事務局から説明いたしましたが、船岡委員から事情を聞いて問題ないと伺っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、5ページ議案第48号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第3条第1項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6 ページ、番号3について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号3の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、蜂蜜の製造加工を行っている農事組合法人大山養蜂園が、農作物の生産を始めるために農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は57aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明がございましたが、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

4番（高西委員）

これは、淀江西原佐陀線の日本海側でして、地目は田になっていますが、現況は埋め立てられています。それに元は沼地だったですが、今護岸工事が終わってその後譲渡人の方でどじょう池等にして利用しておられました。

後を大山養蜂園さんが引き受けて、先ほど事務局から説明がありましたが、あのように利用するという事で、地域の実行組合等々のいろいろな行事にも積極的に参加させてもらって、周囲にも迷惑をかけないということですので、なんら問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7 ページ議案第49号をお願いいたします。

買受適格証明願に対する証明及び許可について、下記証明願について、農林水産省構造改善局長通知により買受適格を有する旨を証明するとともに、証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可を行いたいのので議決を求めます。

8 ページ番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号4の買受適確証明願に対する証明及び許可について説明します。

本件は、昨年12月に入札予定でありました鳥取地裁米子支部での競売物件でありましたが、入札者がなかったため、4月に特別売却が実施されることになりました。これに対する買受証明願であります。

申請地は、和田町の畑2筆で、面積は合計990㎡です。

申請者は、境港市に農地68aを所有され、柿の栽培をしておられます。

この度は、勤務地に近く営農に便利な農地であることから、野菜を作付けする目的で買い受けようと申請をされたものです。

取得後の経営面積は、77aとなります。

以上、提出された書類及び3条申請が提出された場合の許可要件に疑義はございませんでした。

なお、裁判所に買受申出が受け付けられた場合は、後ほど3条申請が提出されますので、その許可も併せてご審議いただきま
すようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただいま、番号4について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可するものと決定いたします。

続きまして、9ページの議案第50号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

10ページ、番号3の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

今日バスの中で、2番目に見てもらいました彦名町の3番の議案について説明いたします。

申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は 277 m²です。

申請者は、中海で漁業を営んでおられます。漁に使う網の置場として他人の使っていない船の上を借りておりましたが、船を返さなければならなくなりました。また、小型の船 2 艘も、監督庁の指導により撤去しなければならなくなり、船の置き場にも困っておられます。このたび、所有する農地の転用をして、漁網の置き場と小型船 2 艘の置き場を確保しようと計画したものでございます。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。10ヘクタールを超える集団農地で、第1種農地に該当すると思われませんが、地域の居住者の業務上必要な施設で、集落に接続して計画されていることから、転用については問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号3について説明がございましたが、ご質問等がございますでしょうか

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ議案第51号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

12ページ、番号61の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（松原委員）

現地調査の3番目の所です。申請地は二本木の田で706 m²です。

辻工務店さんが資材置場として計画されているところでございます。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もありますし、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で第2種農地に該当すると思われまので、農地転用することについて問題ないと思われまので審議をよろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号61について説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

4番(高西委員)

参考までに事務局にちょっと聞いてみたいのですが、だいたいいくら位で売買されていますか。

事務局(大許主幹)

売買価格については記載がありませんので、あとで来月でも報告させていただきます。

4番(高西委員)

今日現場に行きましたが、土地には道路かなんかはついていますか。

事務局(大許主幹)

現在の資材置場にしか接していませんので、道路はありません。

4番(高西委員)

分かりました。聞いたのは他にもないですが、農業もだんだん厳しい状況で、中には整理して借金を返したいという人もあって相談を受けるものですから。そうしたときに値段がわからないもんで、だいたいどのくらいで取引されているのかと思いついて。特に佐陀に近いです。出来れば分かれば、今後だいたいいくら位で売買されているのか聞けたらと思うがどうでしょうか。

事務局(大許主幹)

転用理由書の方に記載したいと思います。

4番(高西委員)

はい、出来れば。ただ、各委員さんは、それを知られたら外部には漏らさないということは常識だと思いますが。お互いその辺は気をつけないといけませんが、分かり次第情報をいただきたいと思います。

議長(倉敷委員)

他にございませんでしょうか。他に異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号62の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番(隠樹委員)

62番の議案について説明いたします。申請者は、議案のとおりです。申請地は安倍の畑で、面積が236㎡です。

一番初めにみていただいた場所でございますが、申請者は、現在アパートで家族4人で生活しており、今回住宅を計画したところです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われれます。転用することについては問題ありませんので、審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

番号62について、地元委員さんから説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号63の尾高について、地元委員さん欠席でございますので、事務局の方から説明させていただきます。

事務局（大許主幹）

63番の議案について説明いたします。申請者は、議案のとおりです。申請地は尾高の畑で、面積は544㎡です。

ファミリー株式会社が「シャートー尾高」という宿泊施設を経営しておりますが、今回、隣接した場所に従業員宿舎を計画したものです。

隣接耕作者の同意、井手組合の同意もあります。他の農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地に該当すると思われれます。転用することについては問題ないと地元委員より伺っておりますので、審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

番号63について、地元委員さんが欠席ですので事務局から詳細にわたって説明がございましたが、皆さんご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、13 ページ、議案第 5 2 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により決定を求めます。

14 ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が 72 件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が 7 件、機構が転貸を行う案件が 2 件ございます。

それでは、16 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 3-1 について審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 2 4 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である隠樹委員の退席を求めます。

（隠樹委員退席）

議長（倉敷委員）

そういたしますと、番号 3-1 について事務局説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

そういたしますと、番号 3-1 について説明いたします。

番号 3-1 は、借り人の要望による設定で、設定後の経営面積は、65a となります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただいま番号 3-1 について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号 3-1 の審議を終了いたしましたので、隠樹委員の着席を求めます。

（隠樹委員着席）

議長（倉敷委員）

続いて、番号**3-2** から **17** ページ **3-7** までについてですが、これにつきましても、農業委員会等に関する法律第**24**条第**2**項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

(石橋委員退席)

議長（倉敷委員）

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

続きまして、番号**3-2**、**3-3** は再設定でございます。**3-4** から **3-7** までは、借り人の要望による設定でございます。その内 **3-4** は耕作放棄地となっている農地でございます。

設定後の経営面積は、**831 a** となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただいま番号**3-2** から **3-7** について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長（倉敷委員）

続いて、番号**3-8** について、これにつきましても、農業委員会等に関する法律第**24**条第**2**項に基づき、この案件の当事者である松原委員の退席を求めます。

(松原委員退席)

議長（倉敷委員）

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

番号**3-8** は再設定でございます。経営面積は、**106 a** でございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今番号**3-8**について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。審議を終了しましたので、松原委員の着席を求めます。

（松原委員着席）

議長（倉敷委員）

続きまして、番号**3-9**から**32**ページ番号**3-72**まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

番号**3-9**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**163a**となっております。

番号**3-10**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**290a**となっております。

3-11は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**200a**となっております。

3-12は、再設定でございます。

3-13は、借り人の要望による設定で、経営面積は、**1,284a**となっております。

3-14は、借り人の要望による設定で、経営面積は、**166a**となっております。

続きまして**19**ページ**3-15**は、再設定でございます。

番号**3-16**、**-17**、**-18**は、同じ方が借りられますが、**3-16**と**3-18**は貸し人の高齢化による経営縮小、それから**3-17**は兼業に経営縮小による設定となっております。借り人の設定後の経営面積は、**796a**でございます。

20ページですが**3-19**、**-20**は再設定でございます。

3-21、**-22**は借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**82a**でございます。

続きまして、番号**3-23**から**26**ページ番号**3-50**までは、再設定でございます。

続きまして、**3-51**から**29**ページ**3-59**までは、今年法人化され、それまで個人で借りておられた農地でございます。内容的に

は再設定といったところでございます。

3-60 は、移譲年金受給のための再設定でございます。経営面積は **120 a** でございます。

30 ページ **3-61** は、借り人の要望による設定で、設定後の経営面積は、**205a** となっております。

3-62 は、借り人の要望による設定で、設定後の経営面積は、**144a** となっております。

番号 **3-63** から **32** ページ **3-72** までは、再設定でございます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号 **3-9** から番号 **3-72** まで説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

4 番（高西員）

ちょっと事務局に聞いてみますが、この賃借料例えば **31.01** というのはどういったことで。例えば **2** 反半を **1** 表で割って見たらこうなったということか。

事務局（松浦主査）

結局面積が **7,740** ですので、これをいくらと出されたとき、**10 a** 当たりいくらということですので、割った結果がこういう数字だと思います。

議長（倉敷委員）

他に意見ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして **34** ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して **37** ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議します。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件について説明いたします。

まず、**34** ページでございます。農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございますが、**3-1** から **3-6** は、富益町の耕作放棄地になっていた農地でございます。

借り人さんと地元農業委員さんとで回られて、新規の設定になった農地と伺っております。

続きまして、**37** ページ番号 **3-1**、**3-2** は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、認定農業者にそれぞれ転貸を行う案件でございます。

設定後の経営面積は、番号 **3-1** が **638 a**、番号 **3-2** は **568 a** となっております。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

40 ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 **33** から **41** ページ番号 **40** までの **8** 件を受理しております。

42 ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 **58** から **43** ページ番号 **62** までの **5** 件を受理しております。

続きまして、**44** ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号 **17** から番号 **20** までの **4** 件を受理しております。

続きまして、**45** ページ、（4）農地転用現況確認書交付について、番号 **47** から番号 **51** までの **5** 件を交付しております。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと報告をさせていただきますが、まずその前にすでに委員さん方もご承知かと思いますが、当委員会の船岡委員と高西委員が、長年の農政活動によって市表彰条例に基づきまして市政功労者に表彰されることになりました。心からお祝いを申し上げます。

続きまして、1月に市長に建議いたしました回答を2月17日役員さん方同席のもとに市長から回答をいただきました。詳細につきましては後ほど事務局から報告をさせていただきます。

異常任会議の報告でございますが、第4条関係はございませんでした。5条関係6件は、申請どおり全て許可となりました。

それから、すでに手元に配布してございますが、資料1を委員さん方に見ていただくようにということで手元に配布してあります。

そしてこれは全委員さんではございませんが、中海干拓地営農再生協議会から美保地区弓浜地区の選出の委員さん方に、なにかアンケートをお願いをしたいという依頼がありましたので、まだ当委員会に届いていませんが、いずれお願いすると思いますのでその節はよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（倉敷委員）

そういたしますと、ただ今会長から報告がございましたが、これについてなにかご意見ご質問等がございますか。

ないようでしたら、本日予定してました審議は以上でございますが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（松浦主査）

そういたしますとお手元にお配りしております連絡事項をご覧いただきたいと思います。

1番の米子市「功労・善行」表彰につきましては、先ほど会長から報告があったとおりでございます。3月31日に表彰式があると連絡がきておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして配布資料ですが、お手元に別紙建議回答というのをお配りしております。農林課から2月17日に回答したいという連絡があって、役員さんと市長応接室で回答を受け取ったところでございます。

内容といたしましては、単市土地改良事業の予算につきましては、地元要望、事業の緊急性を考慮いたしまして大幅に増額し

たということでございます。内容的には、単市のこの部分において従来4千万ちょっとだったと思いますが、1億ちょっとということで2.4、5倍の増額にしたという内容でした。ただ農地費全体からみれば実は下がっているのではないかなといったところで。回答につきましてはこういった内容でございます。

農地の賃借料情報を裏表載せておりますが、田畑の各地区の昨年の賃貸借の統計でございます。これを農家の皆さんが知りたいというときにはお知らせするということになります。裏面につきましては、物納情報と使用貸借のデータ数を載せておりますが、誤解が生じてはいけないので委員さんにはお配りしておりますが、公表する中身といたしましては、表の賃借料情報だけで、ホームページにも賃借情報のみ載るようになっております。またこれは、農業委員会報にも掲載する予定になっております。

続きまして緑の紙で、「農業・農村の現場から TPP 問題を考える」アンケート結果をお配りしています。

続きまして、農地法・農業委員会をめぐる規制・制度改革の動きについてということで、資料1と右肩に打ってありますが、県の農業会議の方から常任会議の資料で配られたものでございます。現在規制の改革の動きの中では、3条の許可が市外の方は今は県許可となっておりますが、このあたりはどうも市町村農業委員会に移譲になるように聞いておりますが、その他はこれから議論されるころだと思います。

連絡事項は以上でございます。お帰りの際署名と活動報告の提出をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ほかにございませんか。

4番（高西委員）

先ほど事務局の方から建議の回答で大幅に増額ということがあったのですが、なるほど金額からみれば今年の2.5倍ですが、一般会計一般予算570億近い中で、やっと1億くらいというのは、しかもどこも、県を始め市町村もTPPの問題で、反対反対と、たぶん米子市も今議会が開かれています、たぶん反対だと思いますが、やはり財政面で支援していただいて初めてどれだけ農業に力をいれているかと、いわゆる基幹産業は農業といわれますが。いつも言いますように、4つの改良区の理事等させていただいておりますが、佐陀川右岸土地改良区を例にとりますと、基盤整備が終わってから40数年たちますが、老朽化しているところも多くありまして約60箇所ほど修理が必要な箇所があり市に要望を出していますが、早速年度が変わればお願いしないと

いけないと思っておりますが、米子市全体で1億という金額では、市長が胸を張って言うような金額ではないと思うわけですし、今後も農家の皆さんの立場にたって、当局には建議をして、お願いしていかないといけないと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（倉敷委員）

いいことですね。農協とも連携して増額を、農業委員会ばかりじゃなく農協とも手を結んで要請していけば、より効果が上がるんじゃないかと思えますけど。今年は雪害だけでも大きく農家も被害を受けていますし、機会あるごとにアピールして増額を要請したらどうかと私は思いますが、皆さんどうでしょうか。

4番（高西委員）

今3月で、予算議会といいますかマスコミで新しい事業を報道していますが、特に大山町それから南部町等は、全体の一般当初予算から見れば農業に対する事業費は、率からいえば米子市に比べはるかに多いと思う。市長を批判するわけではないですが、実際の財政的に見た場合、基幹産業は農業だと選挙のたびに言われているにも係らず、実際に日常行政でやられることは、農業に力を入れておられるかという疑問に感じるところがあるわけですが、やはり農家の皆さんの推薦で出させていただいている立場上機会をとらえて行政には要望していかないといけないなと思っておるわけですが。みんなと力を合わせてね。

議長（倉敷委員）

他になにか意見等ございませんか。

他にないようでしたら以上をもちまして第72回農地部会を終了いたします。

皆さんご苦労さまでした。

閉 会 午後3時50分